



島根県報

平成22年3月26日（金）

号外第47号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出促進事業補助金の交付（土木総務課） 2
の対象等を定める告示

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出支援事業助成金の交付（ ” ） 2
の対象等を定める告示

告 示**島根県告示第224号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、建設産業新分野進出促進事業補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出促進事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第232号）は、廃止する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

建設産業新分野進出促進事業補助金

2 交付の目的

建設業者等が建設産業以外の分野に新たに進出することを促進し、もって地域経済の健全な発展並びに地域雇用の維持及び確保に資することを目的とする。

3 交付の対象となる者

(1) 次のいずれかに該当する建設業者等

ア 次に掲げる要件のすべてを満たす者

(7) 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格を有すること。

(4) 県内に主たる営業所を有すること。

(7) 直近の決算における完成工事高が10億円未満であること。

イ 次に掲げる要件のすべてを満たす者

(7) 出資者は、すべて島根県内に本店を有すること。

(4) 出資者のうちアに該当する者による出資割合の合計が50パーセントを超えていること。

(7) 常勤の役員には、出資者のうちアに該当する者から1名以上就任していること。

ウ 次に掲げる要件のすべてを満たす者

(7) アに該当する者が10分の1以上出資している農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）であること。

(4) 出資者のうちアに該当する者が企画管理労働に係る常勤役員に1名以上就任していること。

4 交付の対象となる事業の内容

新分野進出事業（日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）で定める大分類D建設業以外の分野に新たに進出するものであって、知事が別に定めるものをいう。）を開始するため又は当該事業を拡張するために要する経費であって、交付の目的に沿った事業であること。

5 補助金等の額及びその交付の率

補助金の額は、1件当たり、補助事業に要する経費のうち交付の対象となるものの3分の1以内で、かつ、100万円以上400万円以下の額とする。

島根県告示第225号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、建設産業新分野進出支援事業助成金の交付の対象等を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出支援事業助成金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根

県告示第233号) は、廃止する。

平成22年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

建設産業新分野進出支援事業助成金

2 交付の目的

建設業者等が建設産業以外の分野に新たに進出することを促進し、もって地域経済の健全な発展並びに地域雇用の維持及び確保に資することを目的とする。

3 交付の対象となる者

(1) 次のいずれかに該当する建設業者等

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であって、島根県内に主たる営業所を有しているもの

イ 島根県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格を有する者であって、島根県内に本店を有するもの

ウ 2以上の個人又は法人で構成するグループで、構成員はすべて島根県内に本店を有し、構成員のうちア又はイに該当する者が1以上含まれている者

エ 次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(ア) 出資者は、すべて島根県内に本店を有すること。

(イ) 出資者のうちア又はイに該当する者による出資割合の合計が50パーセントを超えていること。

(ウ) 常勤の役員には、出資者のうちア又はイに該当する者から1名以上就任していること。

オ 次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(ア) ア又はイに該当する者が10分の1以上出資している農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）であること。

(イ) 出資者のうちア又はイに該当する者が企画管理労働に係る常勤役員に1名以上就任していること。

4 交付の対象となる事業の内容

新分野進出事業（日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）で定める大分類D建設業以外の分野に新たに進出するものであって、知事が別に定めるものをいう。）への進出を検討するための事前の調査又は研究等、進出した事業の拡張のための事前の調査又は研究等及び販路拡大に要する経費であって、交付の目的に沿った事業であること。

5 助成金等の額及びその交付の率

助成金の額は、1件当たり、助成事業に要する経費のうち交付の対象となるものの3分の2以内で、かつ、70万円以下の額とする。